

三重県青少年健全育成条例（抜粋）

昭和46年12月24日

三重県条例第62号

第4章 三重県青少年健全育成審議会

（三重県青少年健全育成審議会の設置）

第26条 青少年の健全育成に資するため、三重県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第27条 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 第9条の3の規定による興行又は図書類の推奨に関すること。
- (2) 第11条第1項の規定による興行の指定に関すること。
- (3) 第12条第1項の規定による図書類の指定に関すること。
- (4) 第14条第1項の規定による刃物類及びがん具類の指定に関すること。
- (5) 第17条の2第1項の規定による広告文書等の指定に関すること。
- (6) 第18条の規定による広告物の内容の変更、撤去その他必要な措置に関すること。
- (7) 第21条第1項の規定による規則で定める薬品等に関すること。
- (8) 青少年の健全育成のあり方に関すること。

（組織）

第28条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

（委員）

第29条 委員は、青少年の健全育成に関し学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

（会長）

第30条 審議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名した委員が、その職務を代理する。

（会議）

第31条 審議会の会議は、会長が召集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の3分の2以上で決する。

（部会）

第32条 審議会に、次の各号に掲げる部会を置き、それぞれ当該各号に定める事項をつかさどる。

(1) 第1部会 第9条の3の興行、第11条の興行、第17条の2の広告文書等、第18条の広告物及び第21条の薬品に関する事項

(2) 第2部会 第9条の3の図書類、第12条の図書類並びに第14条の刃物類及びがん具類に関する事項

2 部会に所属させる委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に所属する委員の互選によつて、これを定める。

4 部会長は、部会の会務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に所属する者のうちからあらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

7 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(専門委員)

第32条の2 専門事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

3 専門委員は、当該事項に関する調査審議が終了したときに解任されたものとみなす。

(幹事)

第33条 審議会に幹事若干名を置く。

2 幹事は、県又は関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(庶務)

第34条 審議会の庶務は、子ども・福祉部において処理する。

(運営事項)

第35条 第26条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。